第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「管理監督職員に」を「管理監督職員等に」を「管理監督職員等」に、「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」と」の下に「、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」と」を加える。

第五条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七条の三第二項中「」の下に「、六月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、平成二十八年一月二十六日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条並びに附則第五条の規定は、同年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条　平成二十七年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の切替日における給料月額は、改正後の特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び改正後の給与規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（両院議長協議決定への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第五条　育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第三条の表第四条第三項の項を次のように改める。

第四条第三項	次項	以下この条
	できる	できる。ただし、当該国会職員が育児短時間勤務国会職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする

第三条の表第四条第三項の項の次に次のように加える。

第四条第四項	次に掲げる国会職員	次に掲げる国会職員（育児短時間勤務国会職員を除く。）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2―4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則9―141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成28年1月26日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則9―141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）第2条第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

二　規則第3条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び給与の減額について定めること。

三　規則第4条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四　規則第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成28年1月26日

4　平成27年人事院公示第2号は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月（六回）一、五一〇円（本体一、三九〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）